



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 221 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 1
- 222 〃 (〃)..... 1
- 223 道路の区域変更 (道路保全課)..... 2
- 224 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 2

○ 人事委員会告示

- 1 令和4年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験の実施 3
- 2 令和4年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員（一般行政職・総合土木職）採用試験の実施 5

告 示

和歌山県告示第221号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第222号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5162番1地先から同町周参見字上戸川北側5162番1地先まで	旧	4.00 } 15.24	239.00	

和歌山県告示第224号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

早藤5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	早藤	榎木	351番	
2号	〃	〃	〃	〃	〃	
3号	〃	〃	〃	〃	383番3	
4号	〃	〃	〃	〃	389番1	

5号	〃	〃	〃	〃	482番2	
6号	〃	〃	〃	〃	378番	
7号	〃	〃	〃	〃	351番	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

令和4年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。

令和4年2月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (就職氷河期世代対象)	5人程度	知事部局等における事務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

イ 令和3年4月1日から申込日までの間に正規雇用で就労していない人

ウ 令和3年3月31日以前に正規雇用で就労した期間が、通算して3年以下の人

(注) ウの正規雇用で就労した期間は、6か月以上継続して就労した期間のみが該当する。

一の正規雇用で就労した期間に、1か月に満たない日数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

上記受験資格について虚偽の申告があった場合には、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	(基礎能力試験、適性検査) 令和4年4月17日(日)	和歌山市	令和4年4月28日(木)午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	(個別面接) 令和4年5月13日(金)から同月15日(日)までの間で指定する1日		令和4年5月24日(火)午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。
第3次試験	(個別面接、論文試験) 令和4年6月4日(土)又は同月5日(日)のいずれかで指定する1日		令和4年6月24日(金)午後3時に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験（択一式）	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。

(2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年3月14日（月）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にある氷河期世代正規雇用職務経歴確認票及び氷河期世代非正規雇用等職務経歴確認票を、令和4年3月22日（火）（郵送の場合は同日消印有効）までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「氷河期世代職務経歴確認票」と朱書きし、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和4年3月2日（水）午前10時から同月22日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求

により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和5年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和3年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果をダウンロードするものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

和歌山県人事委員会告示第2号

令和4年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。

令和4年2月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における事務
総合土木職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからエまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和57年4月2日以降に生まれた人

イ 令和4年2月28日現在、和歌山県外に在住の人

ウ 令和4年2月28日現在、和歌山県内に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県内が本庁等所在地である公的機関等の常勤の正社員（職員）でない人

エ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する人

試験区分	職務経験
一般行政職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における職務経験期間が、令和4年3月31日時点で通算して5年以上（見込みを含む。）ある人
総合土木職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における土木工事若しくは農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工監理等の専門的業務の職務経験期間が令和4年3月31日時点で通算して5年以上（見込みを含む。）ある人

(注)

1 職務経験期間とは、次のいずれかの期間とする。

(1) 常勤の正社員（職員）として就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

(2) 常勤の正社員（職員）以外の社員（職員）として就業し、かつ、常勤の正社員（職員）と同じ勤務時間、勤務形態で就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

2 複数の職務経験期間がある場合は、一の職務経験期間について、1か月に満たない日があるときは、これを切り捨てて合算するものとする。

職務経験期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）がある場合は、これを除算するものとする。

3 上記受験資格について、虚偽の申告があった場合は、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	(基礎能力試験、適性検査) 令和4年4月17日（日）	和歌山市	令和4年4月28日（木）午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	(個別面接) 令和4年5月13日（金）から同月15日（日）までの間で指定する1日		令和4年5月24日（火）午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。
第3次試験	(個別面接、論文試験) 令和4年6月4日（土）又は同月5日（日）のいずれかで指定する1日		令和4年6月24日（金）午後3時に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験（択一式）	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年3月14日（月）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にあるUIターン型職務経歴確認票を、令和4年3月22日（火）（郵送の場合は同日消印有効）までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「UIターン型職務経歴確認票」と朱書きし、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和4年3月2日（水）午前10時から同月22日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名

簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和5年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和3年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。（具体例：大卒後、職務経歴が10年の人の採用時の給料月額は、216,300円～233,400円）

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085